

●香川県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成24年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成23年11月30日	吉田歯科医院	観音寺市昭和町3丁目6番7号
平成23年12月31日	栗島診療所	三豊市詫間町栗島913番地